

第三者行為について

第三者行為とは？

第三者行為とは、第三者（加害者）の不法行為により損害を受けることを云います。
下記は第三者行為の代表的な事例です。

- ・交通事故にあった
（家族の運転する車に同乗中に事故にあった場合も、第三者行為となる）
- ・不当な暴力・傷害行為を受けた
- ・学校や病院、スーパーなどで設備に欠陥があった
- ・他人の飼い犬、飼い猫にかまれた
- ・スキー滑走中に追突された など

なお、通勤途上（被扶養者のパート、アルバイト時も対象）業務中における交通事故等は、労災保険扱いとなりますので、健保は使用できません。

第三者行為・自損事故にあったら速やかに連絡・届出を

第三者行為によるケガを健康保険で治療する場合には、必ず届出をしなければなりません。（健康保険法施行規則第 65 条「第三者行為による被害の届出」）

自損事故（車やバイクの単独事故）の場合にも、給付制限（健康保険法第 116、117 条）の対象となるかどうかを判断しますので、同様に届出を行って下さい。

本来、第三者行為による治療費は第三者（加害者）が負担すべきものであり、健康保険で治療を受けた場合、その治療費は、第三者（加害者）に代わって健保組合が一時的に“立替えて”いることとなります。

この場合、被保険者からの届出により、健保組合は被害者が持っている損害賠償請求権を法律上取得することになり（健康保険法第 57 条「損害賠償請求権の代位取得」）、後日加害者へ“立替えた”医療費を、返還請求（求償）することになります。

『交通事故等による「傷病届」』は、上記の通り損害賠償権を被害者から健保組合に移転する為の重要書類ですので、速やかにご提出するようお願いいたします。（「手続きの流れ」参照）

なお、健康保険を使わない場合（加害者が治療終了まで総医療費（10割）を支払ってくれる場合や、被害者がいったん総医療費を立替えて加害者へ請求する場合等）には連絡・届出は必要ありません。

被害者（被保険者・被扶養者）が気を付けなければならないこと

被害者も、届出を行えばそれで手続きが終わる訳ではなく、健保組合への報告義務（症状固定日、示談前の連絡等）が発生します。**この報告義務を怠ると、場合によっては健保組合の負担した医療費を、被保険者に返還請求することにもなりかねません。**

示談後の医療費は、第三者（損害保険会社）に対して求償することができませんし、保険給付も行われません。

例えば、健保組合へ何の連絡もなく、治癒していないのに勝手に示談をしてしまい、示談後の医療費を全額被害者が負担しなければならなくなったケースがあります。

これは、健保組合への報告義務を怠らなければ防げたケースです。

健保組合ホームページの『交通事故にあったとき』に、被保険者の報告義務及び遵守すべき事項が掲載されていますので、くれぐれも怠ることがないように、被保険者にご指導をお願い致します。

健康保険を使用した場合の全体的な流れ

下図では、同幅員の交差点における左折車と直進車との出会い頭の事故の場合を例にしました。

当事故での過失割合は、加害者 50：被害者（被保険者）50 となり、被害者にも 50%の過失があるとして、健保組合が一時的に「立替えた」医療費は、支払った額の 50%しか戻ってこないこととなります。（過失割合の認定は、通常「民事交通訴訟における過失割合相殺の認定基準」（判例タイムズ社発行）を基に行われます。）

なお、被害者の過失分の 50%はどこからも補填されませんので、結局健保組合の持ち出しとなってしまいます。

第三者行為事故における手続きフロー図

第三者行為事故における手続きフロー

例：同幅員の交差点における左折車と直進車との出会い頭の事故の場合

過失相殺の認定基準
 保険会社における被害者側過失割合の認定は、通常、民事交通訴訟における過失相殺の認定基準(判例仏社発行)をもとに行います。

